

議案第85号

備前市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

備前市表彰条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市表彰条例の一部を改正する条例

備前市表彰条例(平成17年備前市条例第250号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(特別待遇の停止)

第10条 功労者が本人の責めに帰すべき行為により、その名誉を著しく失墜させたと認められるときは、その間前条の待遇をしない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第85号参考資料  
備前市表彰条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特別待遇の停止)</p> <p>第10条 功労者が本人の責めに帰すべき行為により、その名誉を著しく失墜させたと認められるときは、その間前条の待遇をしない。</p>	<p>(特別待遇の停止)</p> <p>第10条 功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、その間前条の待遇を停止する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 破産者であつて復権を得ない者</p> <p>(3) その他市長において不適當と認める者</p>